

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休息日
に当り
その翌
日の翌
日)

目 次

◇規 則 麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則(衛生課)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政訓練課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)

◇公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(運輸免許課)

公布された規則のあらまし

◇麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

一 題名を「麻薬及び向精神薬取締法施行細則」に改めることとした。

二 麻薬に関する事故の届出の様式が全国統一様式とされたこと

に伴い、この様式を削除することとした。

三 向精神薬営業者等が知事に提出する向精神薬に関する申請書、届出書等は、向精神薬営業所等の所在地を管轄する保健所長を経由して提出させることとした。

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この規則は、平成二年八月二十五日から施行することとした。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 基本手当の月額を次のとおり引き上げることとした。
(第四条関係)

支給対象者	金 額	
	現 行	改 正 後
二〇歳 以上の者	鳥取市の地域 に居住する者 三、二二〇円	三、三三〇円
	鳥取市以外の 地域に居住す る者 二、八七〇円	二、九七〇円
二〇歳未満の者	二、八七〇円	二、九七〇円

二 技能習得手当のうち通所手当の支給限度額を現行月額「二万三千五百円」から「三万二千五百円」に引き上げることとした。(第六条関係)

三 通所のための交通の用具の例示を自動車等(現行自転車等)とするとともに、自動車等を使用することを常例とする者に係る通所手当の月額を次のとおり引き上げることとした。(第六

条 関 係

自動車等 用が距離 片離る キーロ メ 以上 で ある 者	自動車等 用が距離 片離る キーロ メ 以上 で ある 者	自動車等 用が距離 片離る キーロ メ 以上 で ある 者	支給対象者	
			現 行	改 正 後
(1) 及び(3)に掲げる者	(2) 通所が不便である者 が使用する距離 一〇キロメートル 以上五キロメ ートル未満である 者	(3) 通所が不便である者 のうち自動車 等を使用する距離 一五キロメ ートル以上である 者	三、四二〇円	三、六九〇円
			四、五〇〇円	五、五八〇円
			七、二九〇円	七、四七〇円

四一 この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

一 証紙収入の方法により徴収する歳入として規定している「麻薬取締法に基づく手数料」を「麻薬及び向精神薬取締法に基づく手数料」に改めることとした。

二 この規則は、平成二年八月二十五日から施行することとした。

規 則

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則（昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則

第一条中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に、「麻薬取締法施行規則」を「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」に、「外」を「ほか」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十一条中「業務所」を「麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号 別添

別記様式第三号中「別記様式第3号」を「別記様式第3号（第7条関係）」と、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」と改める。
 別記様式第四号中「別記様式第4号」を「別記様式第4号（第7条関係）」と、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」と、「業務所」や「麻薬業務所」と改める。

別記様式第五号中「別記様式第5号」を「別記様式第5号（第8条関係）」と、「業務所」や「麻薬業務所」と、「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」と改める。

別記様式第六号中「別記様式第6号」を「別記様式第6号（第8条関係）」と、「業務所」や「麻薬業務所」と、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」と改める。

別記様式第七号中「別記様式第7号」を「別記様式第7号（第8条関係）」と、「業務所」や「麻薬業務所」と、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」と改める。

別記様式第八号中「別記様式第8号」を「別記様式第8号（第8条関係）」と、「業務所」や「麻薬業務所」と、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」と改める。

別記様式第九号中「別記様式第9号」を「別記様式第9号（第9条関係）」と、「麻薬取締法」や「麻薬及び向精神薬取締法」と改める。

附 則

この規則は、平成二年八月二十五日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三千二百二十円」を「三千三百三十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「二千八百七十円」を「二千九百七十円」に改める。

第六条第五項第二号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第六項ただし書中「二万三千五百円」を「三万二千五百円」に改め、同項第二号中「自転車等を使用する距離が片道十キロメートル未満」を「自動車等を使用する距離が片道十キロメートル未満」に、「三千四百二十円」を「三千六百九十円」に、「四千五百円」を「五千五百八十円」に、「又は自転車等」を「又は自動車等」に改め、「自転車等を使用する距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である者にあつては五千四百円、自転車等」を「自動車等」に、「七千二百九十円」を、「七千四百七十円」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は平成二年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成二年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(6)中「麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第十一條」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十九條の五」に改める。

附 則

この規則は、平成二年八月二十五日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表下欄中「鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署」を「又は鳥取県自動車運転免許試験場」に改める。

第十五条の表下欄中「鳥取県警察本部、鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署」を「鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場」に、「鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署」を「鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場」に改める。

第二十一条第二項中「前項」を「前二項」に、「申し出」を「申出」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

施行規則第三十八条第二項第一号の規定による申出は、別記様式第十号の二の申出書により行わなければならない。
 第二十三条中「法第百八条の四」を「法第百八条の十四」に改める。
 別記様式第十号の次に次の一様式を加える。

別記様式第10号の2 (第21条関係)

取 消 処 分 者 講 習 受 講 申 出 書 年 月 日 鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿 住 所 氏 名 ④	
道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する 講習を受けることを申し上げます。	
本 籍 ・ 国 籍	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
連絡先、電話番号	
欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた免許の種類	大 普 大 自 小 原 けん 大 普 大 特 けん 型 通 特 付 けん 二 型 通 二 けん
交付公安委員会	公安委員会
希望する講習の車種	四輪 二輪 原付
手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第十一号 (第21条関係)

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

住 所
氏 名

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

停 止 処 分 者 講 習 受 講 申 出 書

年 月 日

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する
講習を受けることを申し出ます。

印

処分通知書番号	No.
免許の効力の保留、 停止(免許の保留、 自動車等の運転 禁止)の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
手数料の額	(鳥取県収入証紙はり付け欄)
¥	

別記様式第十二号の二及び別記様式第十二号の三中「道路交通法第108条の4」を「道路交通法第108条の14」に改める。

附 則

- この規則は、平成二年九月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に提出されたこの規則による改正前の鳥取県道路交通法施行細則第二十一条第一項に規定する申出書は、この規則による改正後の鳥取県道路交通法施行細則第二十一条第二項に規定する申出書とみなす。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】